

ぐるっと佐久スタンプラリー 参加事業所募集要項 【白田町商工会会員用】

佐久市ほか関係団体では、文化施設の周知および入館者数の増加などを目的とした「ぐるっと佐久スタンプラリー」（以下、「スタンプラリー」という。）の開催を令和3年度に予定しており、スタンプラリーの開催にあたり、スタンプポイントとなる参加事業所を募集します。

1 スタンプラリー開催目的

スタンプラリーの開催目的は次のとおりです。

- ・市内の文化施設の周知および入館者数の増加
- ・近代美術館で開催予定の「武論尊原作展 デビューからの軌跡 武論尊/史村翔の世界」「武論尊 100 時間漫画塾 塾生作品展」の盛り上げ
- ・事業所が関わることによる地域経済への効果
- ・スタンプラリー参加者が佐久市に訪れることによる交流人口の創出

2 スタンプラリー概要

スタンプラリーは、佐久市・佐久市教育委員会・市内商工団体・武論尊 100 時間漫画塾の関係者で構成された実行委員会の主催により実施するもので、実施期間は**令和3年8月21日（土）～11月23日（火・祝）**を予定しています。

開催期間中、文化施設・市内事業所を合計 6 箇所訪れ、条件を満たした参加者に、武論尊先生・史村翔先生原作の作品キャラクターを使用した「デザインピンバッジ」を記念品として贈呈する予定です。

スタンプポイントおよび記念品の贈呈条件は次ページのとおりですが、条件の達成にあたり、参加事業所には 1～2 箇所立ち寄ってもらう予定です。

なお、イベント周知のため、広告媒体を通じた周知のほか、市内外の公共施設ほか各所にポスターの掲示・パンフレットの配置などを予定しています。

＜スタンプポイントおよび記念品贈呈条件＞（ア、イどちらかの条件を満たせば贈呈）

スタンプポイント	条件ア	条件イ	対象施設およびスタンプ付与条件
①武論尊原作展 ②塾生作品パネル展	1		【観覧で付与】 ①近代美術館（8/21～10/3） ②佐久平交流センター（10/4～11/23）
文化施設（有料）	1	2	【有料入館で付与】 ①子ども未来館 ②昆虫体験学習館 ③うすだスタードーム ④川村吾蔵記念館 ⑤天来記念館 ⑥望月歴史民俗資料館 ⑦旧中込学校資料館 ⑧鎌倉彫記念館
文化施設（無料）	1		【観覧で付与】 ①近代美術館（10/23～11/7、11/20～23） ②臼田文化センター ③五郎兵衛記念館 ④文化財事務所 考古遺物展示室 【施設主催イベント参加でスタンプ付与】 ①佐久創造館 ②公民館（中央・浅間・野沢・中込・東・臼田・浅科・望月） ③図書館（中央・臼田・浅科・望月・サングリモ） ④佐久平交流センター（8/21～10/3） ⑤交流文化館浅科
事業所	2	1	【1回1,000円以上(税抜)の会計で付与】 参加事業所
交換所	1		【1回500円以上(税抜)の会計で付与】 ①プラザ佐久 ②ほっとば～く浅科 ③ヘルシーテラス佐久南

※ 文化施設（無料）のうち、「施設主催イベント参加でスタンプ付与」の施設は予定のため、スタンプポイントにならない場合もあります

3 参加事業所について

参加事業所は、スタンプラリーの趣旨に賛同し、市内に活動拠点を有する新型コロナウイルス感染症対策を実施される事業所とします。

ただし、次のいずれかに該当する事業所については、対象外とします。

- (1) 法令及び公序良俗に反する、又はそのおそれがあると認められる事業所
- (2) 特定の個人・団体のみを対象とする事業所

- (3) 不当な利益を得るおそれがある事業所
- (4) 佐久市の品位を傷つける、又は誤解をまねくおそれのある事業所
- (5) 暴力団若しくは暴力団員の関わりがある事業所
- (6) 政治活動、宗教活動及び思想活動を目的とする事業所
- (7) その他、スタンプラリーの趣旨に相応しくないと認められる事業所

4 スタンプの付与条件について

スタンプラリー開催期間中、参加事業所で「1回の会計金額が1,000円以上（税抜）」のスタンプラリー参加者に対し、スタンプを1つ付与してください。

1回の会計金額が1,000円以上（税抜）であれば、金額に関わらずスタンプの付与数は1つとします。

5 申込方法について

スタンプラリー参加事業所の申し込みを希望する場合は、同封の「ぐるっと佐久スタンプラリー参加申込書」に必要事項を記入のうえ、郵送・FAX・電子メール・持参のいずれかにより、**令和3年4月23日（金）まで**に臼田町商工会へお申し込みください。

申込書様式は佐久市ホームページからダウンロードができるほか、佐久市教育委員会文化振興課の窓口にも用意されています。

6 参加費について

参加事業所には、スタンプラリー開催に係る広告費等の必要経費として、1事業所あたり**3,000円**（税込）の参加費のご負担をお願いいたします。参加費は、**令和3年4月23日（金）まで**に臼田町商工会窓口でお支払いのお手続きをお願いいたします。

7 事業への参加により考えられるメリット

当該事業に参加いただくメリットとして、次のことが考えられます。

ア) 広告媒体およびパンフレット等を通じた広告

事業概要および参加事業所の情報を掲載したパンフレット等を作成し、市内外の公共施設等へ配置を予定しています。

このほか、佐久市公式ホームページおよび広報紙、情報誌への広告掲載、報道機関を通じた周知など、様々な方法による周知を予定しています。

イ) 参加事業所の利用

スタンプをもらうためにスタンプラリー参加者が参加事業所を訪れることにより、スタンプラリーを通じて事業所を知っていただく機会にもなります。

8 参加にあたってのお願い、注意事項

①参加事業所情報等の内容確認について

参加申込書の記載内容を基にパンフレット等を作成するため、提出いただいた申込書の内容を確認いただきますのでご協力をお願いします。（申込書提出後、文化振興課より確認用の原稿を送付します）

なお、パンフレット等の掲載スペースは限られるため、いただいた情報全てを掲載できない場合があります。

②イベント広報等について

参加事業所には、スタンプ付与に加え、期間中は「パンフレット（スタンプ台紙付き）の配置」「ポスターの掲示」「のぼり旗の掲出」「SNS等によるイベント広報」についてご協力をお願いします。

また、無理の無い範囲で結構ですので、可能であればスタンプラリー参加者への特典についてもご検討ください。ただし、特典に係る費用は事業所のご負担となります。

③スタンプラリー参加者の報告について

期間中、所定の様式により、スタンプラリー参加者（スタンプ付与数）の報告を定期的にお願ひする予定です。

④事故、苦情について

スタンプ付与に関する苦情等が発生した場合は、事業所の責任のもと必要な措置を講じてください。

9 申込先

臼田町商工会

〒384-0301 佐久市臼田 2207-1 TEL0267-82-2154 FAX0267-82-5125

E-mail : ususyoko.koman@feel.ocn.ne.jp